

令和7年度防火管理講習実施要綱

1 目的

消防法施行令第3条第1項第1号及び同条同項第2号の規定に基づく防火管理に関する講習会を実施し、防火管理者としての資格を付与することを目的とする。

2 受講対象者

防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者とする。

3 講習の区分

(1) 甲種防火管理新規講習

- ・スーパーや旅館、飲食店又は病院、社会福祉施設、幼稚園など
不特定多数の人が利用する施設で、
収容人員が30人以上かつ、
延べ面積が300㎡以上
- ・事務所や倉庫、作業所など利用する人が限られている施設で、
収容人員が50人以上かつ、
延面積が500㎡以上
- ・老人短期入所施設等で、収容人員が10人以上

(2) 乙種防火管理講習

- ・スーパーや旅館、飲食店又は病院、社会福祉施設、幼稚園など
不特定多数の人が利用する施設で、
収容人員が30人以上かつ、
延べ面積が300㎡未満
- ・事務所や、倉庫、作業所など利用する人が限られている施設で、
収容人員が50人以上かつ、
延べ面積が500㎡未満

4 講習日時

(1) 甲種防火管理新規講習（2日とも受講）

令和7年5月29日（木）午前9時から午後5時まで

令和7年5月30日（金）午前9時から正午まで

(2) 乙種防火管理講習（甲種の方と一緒に1日目だけ受講）

令和7年5月29日（木）午前9時から午後5時まで

5 定員

甲種及び乙種あわせて60人（市内事業所優先 受付期間内に定員に達しなかった場合、他市からの受け入れをします。）

6 講習場所

防府市佐波二丁目11番25号 防府市消防本部3階 講堂

7 申込方法

受講者は、防府市ホームページの予防課に掲載する電子申請フォーム（市内事業所用・市外事業所用）に必要な事項を入力し、申請をしてください。

電子申請が困難な場合は、防府市消防本部予防課指導係（3階）にご来庁ください。

ホームページアドレス <http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/33/>

8 申込受付期間

令和7年5月7日（水）午前8時30分から令和7年5月16日（金）午後5時15分まで（来庁および問い合わせは、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

※受付期間外の受付はできません。

9 講習受付

受付は全日程とも午前8時30分から会場入口（3階講堂前）で行います。

10 受講費用

受講初日に、テキスト代として4,100円を受付にてお支払ください。
なお、お釣りの無いようにご協力をお願いします。

11 持参物

(1) 顔写真付き本人確認書類（原本に限る）下記参照

運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・その他顔写真、氏名、生年月日、住所等が確認できる公的証明書等。

なお、顔写真付き本人確認書類が用意できない場合は、健康保険証とキャッシュカード・クレジットカード・預金通帳等の氏名が確認できるものいずれか1点の併せて2点をご持参ください。

(2) 筆記用具

12 講習の一部免除

次に該当する方は、講習のうち「防火管理の意義及び制度」の事項を免除することができます。

(1) 消防設備点検資格者（消防法施行規則第31条の6第6項）

(2) 自衛消防業務講習修了者（消防法施行令第4条の2の8第3項第1号）

13 その他

(1) 修了証

甲種防火管理新規講習

2日間の講習全課程を修了した者に対して交付します。

乙種防火管理講習

1日の講習全課程を修了した者に対して交付します。

※ 遅刻・早退者には、修了証を交付できません。

また、受講初日に本人確認書類（11 持参物 参照）を忘れた場合も、修了証の交付ができない可能性がありますのでご注意ください。

- (2) 駐車場は、防府市佐波公民館敷地内の駐車場を予定していますが、台数に制限がありますので、できる限り他の交通機関をご利用ください。
- (3) 社会情勢に応じ、募集定員の変更及び講習会の延期や中止をする可能性があります。
- (4) 防府市消防本部敷地内は禁煙です。ご協力をお願いします。

< 問合せ先 >

〒747-0044

防府市佐波二丁目11番25号

防府市消防本部 予防課指導係

電話 0835-23-9902